

大個審答申第 84 号
平成 28 年 3 月 17 日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 西澤 良記 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 赤津 加奈美

大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

公立大学法人大阪市立大学（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

本件異議申立てにおける争点は、特定すべき保有個人情報の存否である。

3 本件決定の妥当性について

当審議会において、別表の（え）欄に記載の開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項、別表の（き）欄に記載の開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由、別表の（け）欄に記載の異議申立人の主張、別表の（こ）欄に記載の実施機関の主張を確認したところ、開示請求について特定すべき保有個人情報が存在しないことが明らかであった。

したがって、別表の（こ）欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 赤津加奈美、委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、
委員 重本達哉